(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市情報公開条例(平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」 という。)第22条の規定にしたがい実施する情報提供について必要な事項を定める ものとする。

(情報提供の事務)

- 第2 情報を所管する課等(以下「担当課等」という。)の長は、その保有する情報について市民等から提供の求め(以下「申出」という。)があったときは、可能な限り分かりやすい形式により、迅速に提供(閲覧又は写しの交付)するよう努めるものとする。
- 2 担当課等の長は、条例第7条の規定により公開した公文書に記録された情報について申出があったときは、特に事情の変更がない限り、公文書公開請求の手続によることなく、当該情報を提供するものとする。

(情報提供の実施)

第3 申出を受けた担当課等の長は、当該申出に係る情報が提供できるものである場合は、速やかに申出者に提供するものとする。ただし、申出に係る情報に条例第7 条各号に規定する情報が含まれているおそれがあるなど、情報の提供の可否等について直ちに判断できないときは、その旨を申出者に連絡するものとする。

(写しの交付)

- 第4 情報の提供を求めるもの(以下「申出者」という。)が公文書の写しの交付を求めるときは、公文書写しの交付申出書(別記様式)を担当課等の長又は情報公開窓口担当課の長に提出するものとする。この場合において、情報公開窓口担当課の長が申出を受けたときは、当該申出書を速やかに担当課等の長に送付するものとする。
- 2 公文書写しの交付申出書の提出は、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより行うこともできる。

(情報提供の場所)

第5 情報の提供は、担当課等の職員が担当課等の事務室又は情報ルームにおいて行う。

(費用負担)

第6 写しの交付に係る費用の額は、茨木市情報公開条例施行規則(平成15年茨木市 規則第51号)別表に掲げる額とし、申出者の負担とする。

(適用除外)

第7 この要綱は、茨木市情報ルーム行政資料取扱要綱(平成18年4月1日実施)に 規定する刊行物については、適用しない。

附則

- この要綱は、平成16年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成18年7月19日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成29年3月30日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和元年5月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和5年6月27日から実施する。

別記様式(第4関係)

	公文書写しの交付申出書
	年 月 日
(申出先) 茨木市長	
	申出者 郵便番号
	住 所
	(所在地)
	氏 名
	(名称及び代表者名)
	電話番号
茨木市情報提供の	実施に関する要綱第4の規定により、次のとおり申し出ます。
写しの交付の申出	(できるだけ具体的に記入してください。)
に係る公文書の内	
容	
写しの交付の日時	年 月 日()
	時から時まで
備考	受
	付
	は、申出に係る公文書を保有している担当課等ごとに作成してく

- 備考1 この申出書は、申出に係る公文書を保有している担当課等ごとに作成してください。
 - 2 写しの交付の日時は、担当課等と調整の上、記入してください。
 - 3 写しの交付について郵送を希望する場合は、担当課等にお申し出ください。
 - 4 写しの作成、郵送に要する費用は、申出者の負担となります。